

令和 3 年 6 月 7 日現在

機関番号：37502

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01271

研究課題名(和文) アメリカ障害者教育法における発達障害のある子どもの教育を受ける権利について

研究課題名(英文) The right to education for children with developmental disabilities under the Individuals with Disabilities Education Act

研究代表者

織原 保尚 (Yasuhisa, Orihara)

別府大学・文学部・准教授

研究者番号：50586823

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：アメリカ障害者教育法、特に2017年連邦最高裁判決であるEndrew F. 判決を中心に、発達障害のある子どもに対する教育を受ける権利について研究を行った。「無償かつ適切な公教育」とされるアメリカの制度だが、近年の議論では、その障害に応じた専門的な教育の提供が認められるなど、より手厚いサービスの提供の方向性も見出されている。日本における状況との比較では、そもそも制度的にインクルーシブ教育が志向されている上に、より手厚いサービスを提供していると見ることができる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

アメリカ障害者教育法においては無償かつ適切な公教育の提供が定められており、それに沿って、サービスなどが提供されている。2017年判決はより専門的な教育を提供することについて、公教育として費用が提供されるという内容であった。障害者教育法では、障害のある子どもに対する教育について、最小限度の制約の環境において提供されなければならないともされており、日本でも現在議論になっているインクルーシブ教育として一歩進んだ状況にあるといえる。それらを考察することによって、日本の今後の発達障害のある子どもの教育を受ける権利、そしてそのあり方について、示唆を得ることができた。

研究成果の概要(英文)：Focusing on the Individuals with Disabilities Education Act(IDEA), especially the 2017 Endrew F. v. Douglas County School District decision by the U.S. Supreme Court, I conducted a study on the right to education for children with developmental disabilities. The IDEA requires to provide the "Free Appropriate Public Education" to children with disabilities, and recent discussions have found a direction for providing more generous services, such as allowing the provision of specialized education according to the disability. Compared to the situation in Japan, it can say that inclusive education is systematically oriented and that it provides more generous services.

研究分野：公法学

キーワード：アメリカ障害者教育法 IDEA 教育を受ける権利 発達障害 特別支援教育 インクルーシブ教育

#### 1. 研究開始当初の背景

(1) アメリカにおいては、2017年3月に連邦最高裁において、発達障害の一種である自閉症の小学生の子どもに対する教育プログラムの内容について、「appropriately ambitious」でなければならないとする「*Endrew F. v. Douglas County School District (Endrew F. v. Douglas Cnty. Sch. Dist. RE-1, 137 S. Ct. 988 (2017))*」判決が下された。この判決は、1982年「*Board of Ed. v. Rowley*」判決以来のアメリカ障害者教育法(以下「IDEA」)における「無償かつ適切な公教育」の内容について判断した判決となり注目を集めていた。

(2) 日本においては2004年に発達障害者支援法が制定され「発達障害」という障害が初めて法律に規定されることとなったものの、未だ十分な対応がなされていないという現状であった。そして、その状態の中で、日本は2014年1月に障害者権利条約を批准し、また2016年4月から障害者差別解消法が施行され、障害のある人に対して「合理的配慮」を提供するなどの対応がなされるようになったものの、学校などの場においても、その対応は手探りの状態であった。

#### 2. 研究の目的

(1) 本研究においては、まず2017年*Endrew F.*訴訟について、この訴訟で争われた内容、またこの訴訟によってもたらされたことなど、この裁判の一連の過程が、どのようなもので、どのような影響を与えるのかということ、法学的視点から、総合的に明らかにすることを目的とした。

(2) 日本においては、障害者権利条約の批准を背景に、障害のある子どもの教育制度に関して大きな変化が起こっていたが、未だその方向性ははっきりしていない状況であった。発達障害のある子どもに対するサービスの改善も条約との関係で進められてはいたが、その点についても、アメリカにおける判決や、日本における状況することにより、日本への示唆を得ることも目的とした。

#### 3. 研究の方法

(1) 文献研究である。資料を収集し、分析する。そのために、Lexisなどオンラインのサービスを利用も利用した。

(2) アメリカ、カリフォルニア州バークレーにおいて調査を行った。小学校を見学させてもらい、障害のある子どもの教育などにについての現地での具体的な状況などを調査した。また、学会などに参加することにより、障害に関する法、また一般的なアメリカ法の議論、日本における議論の最新動向なども得た。

#### 4. 研究成果

(1) まず*Endrew F.*判決については、「無償かつ適切な公教育(Free Appropriate Public Education: 以下「FAPE」)」の文言の定義について、35年ぶりに踏み込む連邦最高裁判決として注目を集めたものであった。

これ以前に連邦最高裁は、1982年*Rowley*判決において、聴覚障害があるが、平均以上の成績を修めていた当時小学2年生の子どもが、手話通訳者の提供を求めて争った事例についての先例があった。*Rowley*判決では、障害のある子どもが、ある程度の教育的利益(some educational benefit)を提供する教育に、アクセスできるようにすることが立法意図であることを強調し、教育的利益を得ているかどうかの判断において、「基礎的な機会(basic floor of opportunity)」を提供することが求められるとし、進級をしていることなども判断の要素として手話通訳者提供がなくてもFAPEの条件に反しないという判断であった。

2017年*Endrew F.*判決において、連邦最高裁は8人全員一致で、小学校4年生で自閉症のある男の子が、専門の私立学校に通うための費用の提供を、学区区に対して命じた。彼の教育内容として、1982年*Rowley*判決のように進級が合理的な見通しとならない場合、彼の個別教育プログラム(Individualized Education Program: 以下「IEP」)は進級を目指すものである必要はなく、IDEAは、FAPEについてIEPを通じて、特定の子どもの特別なニーズに合わせて作成されるものであることを求めており、「単に最低限以上のもの(merely more than de minimis)」の基準以上のもので、子どもがその状況に照らして適切な進歩をすることができるように、合理的にカリキュラムが作られた教育プログラムを求めているとしている。そして、*Rowley*判決は、普通学級に完全に通ってはならず、その学年の基準を達成できない子どもについては、具体的な指標となるものではないとする。*Rowley*判決のように進級が合理的な見通しとならない場合、彼のIEPは進級を目指すものである必要はない。しかし、進級していくことが、普通学級の多くの子どもにとって適切に挑戦的(appropriately ambitious)なものであるように、彼の教育プログラムも、彼の状況に照らして適切に挑戦的でなければならない。目標は異なるかもしれないが、す

すべての子どもたちは挑戦的な目標(challenging objectives)を達成する機会をもつべきであると判示している。

判決に対する評価としては、障害のある子どもの教育に対してはプラスの方向に作用するものとして、特に障害者の権利擁護の立場から評価されている。Endrew F.判決は、進級をしていくことが難しい子どもたちに対してより専門的な教育の提供の道を開くものであるとして、好意的に評価されている。一方で、この事例では自己負担で私立学校に通わせて子どもの成長を試すなどしているため、低所得者にとっては教育に対する格差が広がることになることにならないかと、懸念も指摘されている。

(2) Endrew F.と同年に下された連邦最高裁判決である Fry 判決(Fry v. Napoleon Cmty. Sch., 137 S. Ct. 743(2017))は、それまで下級裁判所において判断が分かれていた、IDEA と、1973年リハビリテーション法 504 条(以下 504 条)、1990年 ADA との関係についての判断をしている。すなわち、重度の脳性麻痺があり、運動能力と、移動の能力に大きな制約があった子どもが、学校にサービス犬の同伴を拒否されたことに関して、504 条や ADA を根拠に慰謝料を求めて争った事例において、IDEA が訴訟の前に求める行政手続を尽くすことが必要か否かが争点となった。判決は、IDEA 以外の法に基づいて提起された訴訟において、求められている救済が FAPE の拒否に対するものではない場合、IDEA 上の手続を尽くす必要はないとし、直接訴訟で争うことができる判断している。この判決も結論としては全員一致の判決であった。

この事件は直接発達障害のある子どもに関する事例ではないが、IDEA 全体に対する判断として、これまで、ADA やリハビリテーション法 504 条を根拠に救済を求めてきた障害のある子どもにとって、IDEA の求める行政手続を尽くす必要があったところが、本判決によってその不必要な手続が省かれることになったため、本判決に対して好意的な評価がある。FAPE について判断するためには、専門的知識が必要だが、それとは別の差別の主張を行うためには、行政手続が不要となる。行政手続を尽くすためには原告に、時間、費用といった負担がかかるため、これは小さな問題ではないとも評価されている。

(3) 以上のように、判例の分析からはアメリカにおいては、より手厚いサービスの提供を命じたり、事前の手続を不要とし、訴訟による判断を求めやすくしたりするなど、IDEA による権利保障がより手厚く行われるような方向性が見て取れる。

一方、アメリカ、カリフォルニア州バークレーにおいて行った現地調査では、小学校 1 年生次のリーディングの授業において、日本のように全員同じ教科書を使うのではなく、子どもたちはそれぞれに自分の能力にあった本を本棚から選び、そのうえで、個別に読み、教員は、それぞれ個別の質問に対応するといったような授業が展開されていた。障害のある子どもとない子どもと一緒に学ぶというインクルーシブという面において、そもそもそのような手法を取りやすい授業のつくりになっているなど、日本との違いも見取れた。

(4) 日本の状況としては、特に地方都市である大分県別府市を例に、特に発達障害や軽度の知的障害のある子どもが小学校特別支援学級に入学する際の手続、実態などについて、分析した。障害のある子どもの教育を受ける権利について憲法上の理論について概観し、障害者権利条約とインクルーシブ教育についても分析している。

憲法上の分析としては、教育を受ける権利としての 26 条、平等権として 14 条、個人の自由権・自己決定権として 13 条などを根拠に、学校、教育内容の選択の権利や、インクルーシブな教育を受ける権利について、位置づける学説などがある。

実態としては、学校教育法施行令を根拠に、障害のある子どもの学校・学級選択については、学校教育法施行令により、原則として小中学校に入学するものとし、特別支援学校に入学することが適当と認められた子どもが例外的に特別支援学校に入学するとされ、その上で実際には、文科省による通達に基づき、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつも、最終的には市町村教育委員会が決定するというようになってきている。また少子化が進む中、そして障害者権利条約の批准といった状況がある中、逆行するように特別支援学校・学級在籍者が増加している状況がある。

(5) アメリカの法制度と比較すると日本の現状を比較すると、学校選択の場面において本人・保護者の意見は「最大限尊重」されるものの、必ずしもその希望が実現するような規定にはなっておらず、規定の整備が望まれる。インクルーシブという面においても、障害者権利条約の批准というターニングポイントがあったにもかかわらず、むしろ分離が進んでいるという状況である。学校における体制として、教員の手が足りないなど人的な問題もある。

現在、日本の障害のある少年・少女が「appropriately ambitious」大志を抱くことができるような教育、環境が、はたして提供されているだろうか。これからの課題は大きい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 織原保尚	4. 巻 61
2. 論文標題 発達障害のある子どもと小学校特別支援学級への就学に関する法制度 - 別府市を例に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 別府大学紀要	6. 最初と最後の頁 全13頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32289/dk06105	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 織原保尚	4. 巻 3
2. 論文標題 アメリカにおける障害のある子どもの教育：障害者教育法と無償かつ適切な公教育(Free Appropriate Public Education)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 障害法	6. 最初と最後の頁 5-18
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 織原保尚	4. 巻 62
2. 論文標題 アメリカにおける障害のある子どもの教育を受ける権利とその裁判における救済について - Fry v. Napoleon Community Schools判決（2017年）を手掛かりに -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別府大学紀要	6. 最初と最後の頁 31-42
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 織原保尚	4. 巻 29
2. 論文標題 日本語能力の不十分な子どもに対する支援について：大分県別府市を例に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 関東学院大学法学研究所ジュリスコンサルタス	6. 最初と最後の頁 71-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 織原保尚	4. 巻 4
2. 論文標題 判例研究要録	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 障害法	6. 最初と最後の頁 133-137
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 織原保尚
2. 発表標題 アメリカにおける障害のある子どもの教育 障害者教育法と無償かつ適切な公教育 (Free Appropriate Public Education)
3. 学会等名 日本障害法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 憲法を楽しむ研究会、桧垣 伸次、青木 志帆、井上 一洋、井上 幸希、織原 保尚、民谷 渉、中尾 太郎、長岡 健太郎、森口 千弘	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 234
3. 書名 憲法を楽しむ	

1. 著者名 土橋 圭子、渡辺 慶一郎	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 262
3. 書名 発達障害・知的障害のための合理的配慮ハンドブック	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------